

第1回RD最終処分場問題行政対応検証委員会 議事録

平成19年2月27日
滋賀県庁別館大ホール

1 開会	上田参事	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、本日第1回目となりますRD最終処分場問題行政対応検証委員会を開催させていただきたいと思います。開会に先立ちまして、知事よりご挨拶をさせていただきます。</p>
	嘉田知事	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>委員の皆様には、大変ご多忙のところお集まりいただき、ありがとうございます。また、この「RD最終処分場問題行政対応検証委員会」の委員にご就任をご承諾いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>昨年7月に滋賀県知事に就任いたしました嘉田でございます。まだ不慣れではございますけれども、このRD問題、環境保全の問題、大変大事な県民の皆さんとの約束のひとつとして取り組ませていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い致します。</p> <p>平成11年にこの処分場から高濃度の硫化水素ガスが発生して以来、7年にわたりまして、周辺住民の皆さんを始めとして多くの方にご心配をおかけ致しました。</p> <p>県が処分場の周囲に設置しております観測井戸からは環境基準を上回る物質が検出され、また、100個を超えるドラム缶が違法に埋め立てられていたことが明らかになりました。このRD最終処分場問題は、地下水汚染を始めとする環境汚染問題、また、違法に埋め立てられたドラム缶の問題、さらには事業者が経営破綻し、今後の処分場の維持管理など大変難しい問題を数多く抱えております。また、周辺の地域住民のみなさんの生活環境上の不安ということも、大きな課題でございます。</p> <p>これまで県は「原因者であるRD社の責任において問題の解決を行わせる。」との基本姿勢のもと、解決にあたってまいりましたけれども、昨年の6月、経営破綻により原因者による是正が大変厳しい状況に至りました。そこで昨年の10月に、私が就任して以降ですけれども、「RD最終処分場問題の解決に向けた県の対応方針(案)」を定め、この問題の解決にあたる具体的な対応手順などをお示したところでございます。</p> <p>この対応方針では、三つの課題を整理しております。</p> <p>その1点目としましては、最終処分場の環境汚染の問題につきまして、科学的、また、地域社会の問題として、学識経験者のみなさん、地域住民のみなさんで構成される「RD最終処分場問題対策委員会」を設置し、効果的で合理的な対応策の審議を始めていただいているところでございます。</p> <p>2点目といたしましては、RD問題を引き起こした原因者である事業</p>

者、その関係者の責任を厳しく追及し、必要な経費を求償、求めていくという立場でございます。このことにつきましても、昨年来、廃棄物処理法に基づく調査などを行っておりまして、責任を有する関与者等に法的措置を講じるような対応を行っていく覚悟でございます。

そして3点目が、実は今回みなさんをお願いしております行政対応でございます。このような問題がなぜ発生し長期間に及んでしまったのか、県の行政対応の面から考察し、再発の防止を図っていかなくてはなりません。本来、廃棄物処理法に基づく監督責任を有しております県が、事業者に対してこれまでどのように対応してきたのか、また、これまでの間、住民の皆さんの信頼にどのように応えられたのか、といった県の「行政対応」につきまして第三者の視点で厳しく検証していただき、問題と責任の所在を明らかにしていく必要があるものと考えております。

本日お集まりをいただきました行政対応検証委員会は、このような県の行政対応を検証していただくために設置したものでありまして、みなさんにその全てを見ていただき、忌憚のないご意見をいただきまして、今後の行政運営にしっかりみなさんの評価を役立たせていただきたいと考えております。

また、何よりもRD問題の解決には、周辺住民のみなさん、また広く県民のみなさまのご理解とご協力をいただく必要がございます。みなさんとお話を重ねながら、情報を開示しながら、ご理解と協力をいただき、県として着実に問題解決のための事業を実施していかなくてはならないと考えております。

この産業廃棄物に係る環境汚染問題の解決は、全国的に見ましても大変難しい問題であることを認識しております。瀬戸内海の豊島が全国的にも有名でございますけれども、RD問題もたんに地元の問題ということなく、日本の中での位置づけも含めて、しっかりみなさんにお教えいただき、一刻も早く解決するために、県としてあらゆる手をつくす覚悟でございますのでどうかよろしく願いいたします。

また、この委員会の事務局は行政対応のいわば評価をしっかりと第三者的に行うために、環境部局ではなく総務部局の方で委員会事務局として引き受けさせていただいておりますので、このような組織も私どもの公平な立場での皆さんの忌憚のない評価をいただきたいという志を示しておりますので、どうかご理解をよろしく願いいたします。

少し長くなりましたけれども、開会にあたりまして私の方のご挨拶とさせていただきます。

また、できましたらこの委員会の中身をじっくり聞かせていただきたいのですが、次の公務があるものですから、私の方、ここで失礼させていただきますが、内容につきましては、また事務局の方からしっかりと伺わせていただきます。どうかご多忙のところ、また大変に社会的にもいろいろな場面がありまして、きつい問題かとも思いますけれども、みなさんのご専門の立場から前向きに滋賀県の廃棄物行政、そして日本の将来の方向を見据えたような形でのご意見そしてご検討いただければと思います。どう

2 議 事
(1)
委員紹介

かよろしくお願いいたします。

上田参事 知事には、所用のためにご退席をさせていただきます。
本日皆様のお手元に、検証委員会委員の委嘱状を配布させていただきました。
委嘱状は、知事からお一人ずつにお渡しさせていただくのが本来でございますけれども、時間の都合で配布させていただいておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。
また、皆様には本日より平成20年3月31日までの間、委嘱をお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。
大変申し遅れましたけれども、わたくし、本日の司会進行を務めさせていただきます最終処分場特別対策室の上田でございます。どうかよろしくお願いいたします。
この最終処分場問題行政対応検証委員会は、RD問題の県の行政対応につままして各委員の皆様にご検証いただくことといたしておりますが、先ほど、知事のあいさつの中でもございましたが、本日の第1回目の委員会につまましては、これまで検証委員会を設置するための事務を行っております当最終処分場特別対策室が進行させていただきますのでご了承をお願いしたいと思います。本格的な検証が始まります次回以降の検証委員会の事務局は、より客観的な審議を確保していくために、総務部総務課で行うこととしておりますのでご承知いただきたいと思ひます。
それでは、ただ今から検証委員会を開会させていただきます。
本日は、初会合でもございますので、委員のみなさまの自己紹介をここでお願いしたいと思っております。では、大変恐縮でございますけれども、池田委員さん、木邊委員さん、それから渡部委員さん、宮本委員さんの順でよろしくお願いいたします。

池田委員 このたび検証委員会の委員を仰せつかりました池田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

木邊委員 同じく木邊でございます。場違いなところにとけ込んできたような気がいたしますけれども、みなさま方のご指導を得まして、勉強させていただきます。よろしくお願いいたします。

渡部委員 同じく渡部でございます。よろしくお願いいたします。

宮本委員 宮本でございます。よろしくお願いいたします。

上田参事 大変ありがとうございました。
次に、本県の環境行政担当でございます琵琶湖環境部の職員を私の方から紹介させていただきます。
琵琶湖環境部長の伊藤でございます。

伊藤部長 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

上田参事 琵琶湖環境部技監の上田でございます。

上田技監 上田でございます。よろしくお願いいたします。

上田参事 次に、昨年の7月に当RD最終処分場問題を解決するために設置された最終処分場問題特別対策室長の中村でございます。

中村室長 中村でございます。よろしくお願いいたします。

設置要綱
について

- 上田参事 次に、委員会の次回以降の事務局を所管していただくこととなります総務部総務課の職員を紹介させていただきます。
- 井関課長 総務部総務課長の井関でございます。
- 上田参事 井関でございます。よろしくお願ひいたします。
- 兼房参事 総務部総務課参事の兼房でございます。
- 上田参事 兼房でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 中村室長 それでは、これより検証委員会を開催させていただきたいと存じますが、まず、この対策委員会の設置目的につきまして、RD最終処分場問題行政対応検証委員会設置要綱に基づき、事務局の方から簡単に説明をさせていただきます。
- 中村室長 それでは、私の方からご説明させていただきます。
- 資料1 - 1をご覧くださいませでしょうか。資料1 - 1に「RD最終処分場問題の解決に向けた県の対応方針(案)」というものをまず定めさせていただきました。これは昨年10月に定めさせていただいたものでございまして、策定の趣旨に書いてございますように、「RD最終処分場問題を早期に、着実に解決していくため、県の今後の対応について、取り組む課題を整理するとともに、解決に向けた効果的で合理的な対応策等を策定していくための取組手順等を示すもの」ということで、この対応方針(案)を策定させていただきました。
- この1ページの下の方4番目でございますが、「取組方針」とございませ。2ページの方に入らせていただきまして、(1)といたしまして、先ほど知事の方からもございましたように、「事業者および排出事業者等で違法な処分等を行った者の責任を追究」ということ。それから2番目に「科学的で、専門的かつ幅広い検討を行い、効果的で合理的な対応策を策定する」ということで、「RD最終処分場問題対策委員会」を設置し、検討していくということで、これは2回既に、対策委員会を開催させていただいたところでございませ。
- 3番目に「これまでの県の行政対応を検証するとともに、再発の防止を図ること。」ということで、今日開催させていただいております、検証委員会の設置ということは、この県の対応方針の中で位置づけられているというふうなことでございませ。
- それでは、具体的に資料1 - 2ということで、3ページの方をご覧くださいませでしょうか。「RD最終処分場問題行政対応検証委員会設置要綱」ということで、一番上、第1条といたしましては、「これまでの県の行政対応の問題点や責任を検証するため」ということで、この委員会を設置しております。所掌事務につきましては、第1条を満たす内容等を審議していくということ。それから、組織といたしまして、4人以内の委員をもって組織し、委員長、それから委員長につきましては互選により定める。それから、委員長に事故あるとき、または欠けたとき、ということで職務代理者というものも制定するという形でございませ。任期といたしましては、20年、来年の3月31日までというふうにさせていただきました。会議といたしましては、委員の過半数の出席ということで、4人ということで3名

委員長の
選出につ
いて

以上の出席ということ定足数という形にさせていただきました。それから第3項といたしまして、「必要に応じて検証委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。」と定めさせていただいております。それから第4項に「検証委員会は、公開とする。ただし、個人情報等の保護が必要であるなど検証委員会が必要と認めるときは、公開しないことができる。」というふうに定めさせていただきました。第7条といたしましては、「委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」それから事務局につきましては、「滋賀県総務部総務課に置く。」。本日は、私の方でやらさせていただきますが、次回以降は総務課の方でやっていただくということでございます。以上が設置要綱の内容でございます。

上田参事 　ただ今事務局から説明のありました設置要綱について、ご質問がございましたら、お受けさせていただきます。

池田委員 　第6条に報告するという規定がありますよね。報告のとりまとめはいつまでにすると考えておられますか。

上田参事 　後ほどに、進め方の中でご審議いただきますので、そのときにもう一度ご説明させていただきたいと思っております。

池田委員 　はい。結構です。

上田参事 　ほかにご質問ございますか。特に質問もないようでございますので、それでは議事に移らせていただきたいと思います。議事に入ります前に、まず、会議の成立につきまして、ご報告をさせていただきます。

本日、出席いただいております委員は、4名全員でございます。先ほど説明させていただいた設置要綱第5条第2項に定める当委員会の成立要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。

それでは、議題(1)の検証委員会について、まず委員長の選出についてお願いをいたします。

委員長の選任につきましては、設置要綱第3条第3項の規定で、委員の皆様のご互選とされております。

委員長の選任につきまして、ご意見等ございませんでしょうか。

上田参事 　はい、宮本先生。

宮本委員 　年齢、識見、その他バランスを考えると、関西大学法学部教授池田先生をお願いするのがすわりがよろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

上田参事 　池田先生。宮本先生から池田先生へのご推薦をいただきましたけれども、ご意見ございませんか。

池田委員 　私はですね、やはり木邊先生をお願いするのが筋だと思うんです。というのは、木邊先生はこれまでも滋賀県のいろんなお仕事に携わってこられておりますし、滋賀県のいろんな事情もお詳しいと思うんですよ。私は、その点は、門外漢というところがあるんです。そういうことで木邊先生に何とかお願いしたいと思っておりますけれども、渡部先生、そういうことでよろしいですね。

渡部委員 　池田先生が最適だと思うんですけれども。

木邊委員 確かに私は地元でございまして、いろんなこと知ってますけれども。この件に関しては全くの素人でございます。何で私がここへ選ばれたかしらって昨日まで言ってくらいですから。これはやはりいろいろな面で、法律にもお詳しいし、そういう方がなれるのが本筋ではないかと思えます。私はお三方ならどなたでも結構です。だから、今、宮本先生がおっしゃったように、池田先生とおっしゃれば、池田先生は法律にもお詳しいです。私は、その点、全く素人でございますから、この際、辞退をさせていただきます。よろしく願いいたします。

池田委員 心づもりがないので、ちょっと戸惑いを隠せないんですよ。長幼の序っていうのがあるからね。木邊委員に何とかお願いしたいと思うんですけども。

上田参事 渡部先生、まだご発言いただいておりませんが。

渡部委員 マイクなしで発言させていただいたんですが、やはり池田先生が相当かというふうに私も思うんですけども、何とか受けていただけないでしょうか。

池田委員 対策委員会の方でも委員長を決めるのに難儀したそうですけど、検証委員会の委員長を決めるのも大変だなあ。そうですね、私は心づもりがないので、互選されるということは、ちょっと心苦しいんですけども、誰かがお引き受けしないことには議事が進みませんから、皆さんのお許しを得て、また皆さんのご協力を得られることを条件に何とかやらせていただくことにしたいと思います。

上田参事 どうもありがとうございます。それでは池田委員に委員長にご就任いただくということでよろしいでしょうか。
(「異議なし」)
どうもありがとうございます。
それでは、委員長に池田敏雄委員が選出されました。これより設置要綱第5条第1項の規定により、委員会の会議の議長として、進行につきまして池田委員長をお願いをいたします。池田委員長、恐縮でございますけれども一番正面の委員長席の方へご着席をお願いをいたします。
それとですね、皆様、今後の進行について少し事務局の方から委員長にご案内をさせていただきたいことがございますので、少しお時間をいただきたいと思えます。

委員長 今皆様のご推挙で、検証委員会の委員長を仰せつかりました池田でございます。先ほどの嘉田知事さんのお話で大変な思い入れのあるこの問題を知事さんが適正に解決されたいというお気持ちがひしひしと表われていたように思います。我々は検証委員会ということでこの問題についての行政の対応がどうであったかを、検証することになりますが、それに当たりましては、多くの皆さんの意見を伺い、我々として適正に、公正な判断をしていくということが大事かと思えます。そのためには委員の皆様のご支援、ご協力が欠かせないと思えますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたしまして、簡単ですけども私のご挨拶とさせていただきます。

委員長職務代理者の指名について

検証委員会の運営に係る取扱いについて

上田参事

す。

それでは、次第に従って議事を進めさせていただきます。まず最初に行いたいことは、委員長職務代理者の指名についてということです。これはですね、委員長があらかじめ指名する委員というふうに書いてありますので、私の方から願いますということで、渡部先生にお願いしたいと思います。他の委員の皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

渡部先生にお引き受けいただいたということで、渡部先生何か一言ございますか。

それじゃありがとうございます。渡部先生にお引き受けをいただいたということでよろしくお願いたします。

次にですね、検証委員会の運営にかかる取扱いについてということが議題になっております。この件については、事務局の方に案があるようでございますので、事務局の方からご説明をよろしくお願いたします。

資料1 - 4をごらんいただきたいと思います。この資料の1 - 4は大きく二点ございまして、一つは検証委員会の運営と傍聴要領につきましてどうさせていただきますかという議事のお諮りと、議事録の取扱いについてご説明をさせていただきたいと思います。

まず一点目の検証委員会の運営と傍聴要領でございますが、その中で書かせていただいている訳でございますが、検証委員会の検証結果は公開をしていくわけでございますけれども、委員会の審議では設置要綱の第5条第4項にございまして個人情報等を保護していく必要から非公開として運営していく場合がございます。委員会を公開して開催する場合は、円滑な傍聴を実施していくために、すでに傍聴の方、入っていただいているわけでございますが、予め傍聴要領を定めたいということで、次のページにRD最終処分場問題行政対応検証委員会傍聴要領(案)を付けさせていただきます。1としまして、傍聴する場合の手続きということで、予め私どもがご案内した時刻までに、会場で受付をさせていただくこと、それから開催時刻以降の傍聴は許可をいたしませんということ、それから会場の都合もございまして、傍聴希望者が定員を超えたときは抽選をさせていただきますこと、それから傍聴の許可を受けた方は係員の指示に従って会場に入場していただく、そういうことを傍聴する場合の手続きとして定めさせていただきますかどうか。もう一つは傍聴する際にお守りいただくことということで、(1)から(6)まで書かせていただいております。ごく一般的な内容でございますが、拍手ですとかそれから反対の意向を表明しないこと、携帯電話・ポケベル等の電源は切っていただきたいこと、それから飲食、喫煙等はしないこと、会議中はみだりに席を立たないこと、その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと、それから今後の会議運営の中で会議途中で会議が非公開とされる場合があるかも知れません。その時は速やかにご退場をお願いしたいということを書かせていただいております。後、3で会議の秩序の維持ということで、会場内では係員の指示に従っていただきたい、そして注意を促させて

いただくというようなことを定めました傍聴要領（案）につきまして、ご承諾をいただきたいというふうに思っております。

委員長 続きまして、全部説明をさせていただいてよろしいですか。

上田参事 はい。じゃあどうぞ。

委員長 議事録の取扱いでございますが、会議開催結果の公表をさせていただきたいと思っております。会議開催状況ということで、開催日ですとか、委員の参加状況、議事の状況等につきまして、委員長の確認を受けて県のホームページの方で公表をさせていただきたいというふうに思っております。そして二番目でございますけれども、議事録の作成をさせていただくわけでございますけれども、私どもが予め作成させていただいた議事録について、各委員の皆様を確認をいただいて、そして正式な議事録にさせていただきたい、そういうふうに考えております。以上三点につきましてご説明をさせていただきます。

委員長 はい。ありがとうございました。今ご説明いただいた委員会の運営の取扱いということで、資料の1 - 4とそれからその次にある傍聴要領の案ですけれども、これについて何か委員の皆さんから質問ございませんでしょうか。これは傍聴要領（案）となっておりますけれども、滋賀県では会議の公開について、それぞれの委員会でこういう要領を作るんですか。統一的なものはある訳じゃなくてこういうのを作るのですか。

上田参事 実はこの傍聴要領（案）の原案はですね、私どもが12月に開催いたしました対策委員会の傍聴要領を原案にしておりますが、この検証委員会では個人情報に係る議案が結構増えるんじゃないかというふうに思っております。会議途中で会議が非公開とされた場合は、その時点で速やかに退場していただく等の内容を付けさせていただきました。統一的な要領というものはございません。

委員長 ああ、そうですか。県の情報公開条例がございますよね、そこには会議の公開の規定というのは多分あるんじゃないかと思うんですけれども。どうなってます、その点は。

上田参事 情報公開条例の中で非公開情報という規定がございます。その非公開情報に準じた形で非公開にさせていただくという考え方をいたしております。情報公開条例の非公開情報の第1号は個人情報にかかる情報、それから第2号が法人等にかかる情報、それから第5号の方ですね、そういう情報があることによって委員さんの率直な、活発な審議に差し障りが出てくるというものについては非公開情報ということになっておりますので、そういうものに準じた形で非公開にさせていただくということを考えております。

委員長 情報公開条例に会議の公開規定がある場合は、当然情報公開条例の不開示条項が適用されるんでね、その件をちょっとお聞きしたんですけれども、それに準じた扱いということでいいと思っております。宮本先生いかがでしょうか。情報公開条例は非常に分かりづらい話なんですけれども、不開示情報についての規定は、個人情報とか法人等情報あるいは事務事業の執行障害情報、意思形成過程情報などがあります。それに準じて公開できない

場合は公開しないということによろしいですね。

(「異議なし」)

ありがとうございました。それでは、そういうふうにさせていただきます。以後(案)を取っていただくということによろしいかと思えます。

(「異議なし」)

ありがとうございます。それでは傍聴要領の(案)を取っていただいて、以後これに基づいて傍聴をしていただくということにしたいと思えます。

それでは、議題の(2)の方になりますが、「RD最終処分場問題の経過概要について」ということで、これについても事務局の方からご説明いただくということで、中村室長、よろしくお願いいいたします。

上田参事 委員長、大変申し訳ないんですが、議事録の取り扱いにつきましては、先ほどご説明させていただいたんですが、会議開催結果の概要版をHPの方で公開するがために、私どもで一旦作らせていただいて、委員長の確認を受けて公表するという形にさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長 結構ですけど、その議事録は署名入りのような、それぞれ委員が確認のための署名をするというような書式になっているんですか。

上田参事 そこまでは考えておりません。議事録につきましては、ただ私どもで速記を起こしまして、委員に見ていただいて、自分の発言していただいたところ等間違いないと確認していただければ、私どもで正式な議事録とさせていただきますかと思っております。ただ、もう一点は、議事録を作るのに相当時間がかかりますので、速報版という形で今日の会議結果の概要をHPに載せたいと、おそらくA4、1枚か2枚ぐらいかなと思えますが、その内容につきまして、あらかじめ私どもで作らせていただいて、委員の皆さんに確認させていただいてよろしいでしょうか、また各委員さんに配布させていただいてよろしいかということのご審議をお願いしたいと思うんですが。

委員長 いかがでしょうか。今説明していただいたように、議事録は正式なものは、テープを起こして作るということなんですけれども、それに先だって概要版を作って、速報的なものを公表したいということで、それによろしいかということなんです、委員の皆さんにそれぞれ発言されたところについて確認いただくということですね。

上田参事 そういう形にさせていただいた方がよろしいですね。

委員長 やっぱ、委員の皆さんは、自分が発言したことが素直にそこに表れているかどうか気になりますからね。

上田参事 概要版でございますので、事細かにということではないかなという感じがしておりますけれども、各委員皆さんに確認させていただいて、概要版として出させていただきますこととさせていただきます。

委員長 じゃあそのようにお願いしておきます。

それでは(2)の方に移らせていただきまして、先ほど触れました「RD最終処分場問題の経過概要について」というところを、ご説明よろしくお願いいいたします。

(2)
経過概要
について

中村室長

それでは、私の方から資料2に基づきまして、アール・ディエンジニアリング最終処分場問題の経過概要につきましてご説明させていただきます。

1ページを開けていただきますと、位置図としてRDの現場といえますか位置をあげさせていただきます。

2ページを開いていただきますと、RD最終処分場問題ということで、ここでは平成11年10月からの硫化水素問題ということであげさせていただきます。それ以前の問題につきましては後ほどご説明の中でさせていただきます。

先程来出ておりますRDの問題につきましては、平成11年10月に硫化水素が発生したということが、一つの大きな問題点ではなかろうかと思っております。ただ、平成18年6月に経営破綻し、RD社によります改善ということが見込めなくなったということで、県としての対応方針をまとめたというのは先ほど申し上げたとおりです。処分場の施設許可状況につきましては、2ページの下の方にあげさせていただきます。ここは安定型最終処分場でございます、廃プラスチック、ゴムくず、ガラスくずおよび陶磁器くず、それからコンクリート等のがれき類、こういったものが許可品目になっております。面積は、約5万㎡ございまして、容量的には約40万m³の許可を持った処分場でございます。

3ページの方に、全体的な状況を示させていただきます。大きく処分場は第1処分場の右の大きい部分と第2処分場、左上の小さい部分に分かれています。それぞれの面積につきましては、2ページに示させていただきますとおりでございます。このところに、現状、焼却炉が2基、もう使われていない状況でございます、現状はこういう状況でございます。

次に4ページに入らせていただきます。RD最終処分場問題の経緯ということで、昭和54年12月26日に最終処分場の埋立許可を、県の方で出しました。平成2年から11年の間、いくつかの苦情というものが出てきておりまして、これにつきましては後ほど説明させていただきます。平成11年10月12日に処分場排水管から、硫化水素が最大で50ppm検出されたと、それから、平成11年11月には硫化水素調査委員会を発足いたしまして、硫化水素の発生原因と地下水汚染等の調査検討を実施したところでございます。平成13年5月には、硫化水素の発生原因について解明したということで、第8回の硫化水素調査委員会の中で発表させていただきます。平成13年12月26日には、問題点がいくつか出てまいりましたので、4つの改善命令を発しております。1つめは周辺地下水の汚染防止のために、平成10年に施設設置計画時よりさらに掘った部分、私どもの方では「深掘り」という呼び方をしておりますけれども、「深掘り」箇所は是正をなさいということが一つ、それから2番目といたしまして、生活環境の保全上の必要な措置として、水処理施設を設置して処分場内の汚濁水および浸透水の水処理を行いなさい、それから、住宅が近接する場所につきましては、法すそを20m以上後退させなさいということ、それから4つめといたしまして、工事に伴います濁水の防止のため沈砂池を設けなさい、

これだけの改善命令を出したところでございます。この改善命令につきましては、いくつかの経緯を経ながら、平成17年6月30日に全ての改善命令が終了したところでございます。ただちに、平成17年9月30日にそれまで住民の方々が不安に思っておられました、処分場西側平坦部につきまして、ドラム缶調査を行いましたところ、ドラム缶5個を確認したと、さらにその地域におけます埋立状況ということで、平坦部につきまして端から端まで、約1,000㎡でございますが、調べたところドラム缶100個、一斗缶69個、油の入ったポリタンク1個を確認したという状況でございます。県としましては、平成18年4月12日に措置命令を出し、この改善について命令を出したわけでございますが、平成18年6月19日にR D社の破産手続開始決定の公告がなされたという経過でございます。平成18年10月6日は、何度も申し上げます対応方針を公表させていただいたという経過でございます。問題につきましては、このような形で整理いたしております。

5ページの方で、R D社の産業廃棄物処分業許可等の経過を示させていただきました。最終処分業は、昭和54年12月26日にまず佐野正、R D社の代表取締役が、安定型埋立ということで、まずがれき類の処分を始め、それから昭和57年7月に、法人格といたしまして佐野産業株式会社で、新規許可を得たと、それから平成元年に、株式会社アール・ディエンジニアリングに社名変更し、安定型埋立を継続してきたという経過です。その間、昭和59年10月30日には、中間処理業の欄でございますが、変更許可ということで破砕業をとっております。この変更許可というのは、当時の法律上の解釈でいきますと、最終処分業と中間処理業は同じ許可の枠の中に入っておりますので、事業範囲を中間処理、いわゆる破砕まで広げたということでの変更許可ということで、破砕業の許可をこの段階でとっております。昭和61年12月5日には、木くずの焼却の許可をとっております。現在のところ、この木くずの焼却は既にございませぬ。現在残っております焼却炉につきましては、それ以降設置されたということで、それ以降破砕施設、それから焼却の施設、汚泥、廃油、廃プラスチック、木くず、紙くず等々の焼却も現在残っている焼却炉でやられたということでございます。現在、入っていきましたところの右奥にあります、錆び付いた状態のものが、この焼却炉でございます。それから、この焼却炉につきましては、平成2年10月には金属くず、医療系に限るということで、ガラスくずおよび陶磁器くず、これも抜けておりますが医療系に限る、いわゆる消毒的な意味合いも含めまして、焼却許可を取っておるという状況でございます。それから、平成5年6月28日には特別管理産業廃棄物の処分業の新規許可ということで、焼却の許可をこの段階で得ている、後ほども申し上げますが特別管理産業廃棄物の制度が出来上がりましたのがこの時期ということで、この時期に許可を取っております。

次に6ページでございます。最終処分業につきましては平成8年9月に更新許可を取り、平成10年5月27日には最終処分業の許可を終えております。すなわち、この段階で持ち込んで、委託を受けて埋めるといった事につきましては、この段階で最終処分業を終えているという状況でございます。

す。処理施設につきましては、拡大等行ってまいりましたけれども、平成10年6月2日に最終処分業にかかる施設の改善命令ということで、許可容量に比べまして多量の廃棄物を持ち込んだ、それが一つ、それから埋めるがために法面が急傾斜であったというようなことから、改善命令を発しております。それらの改善命令に伴いまして、施設の変更等々を行っていることから、平成10年7月3日に施設変更許可という手続きを行っております。それから平成7年10月31日に、ちょっとまた上の方に戻りまして申し訳ございません、中間処理業として木くずの焼却炉、これが現在残っております木くず専焼炉という施設がまだ現在残っております状態でございます。現在といたしましては、平成13年12月26日、先ほど申し上げました最終処分場にかかる施設の改善命令ということで、この改善命令を出し、最終的な現況に近い形での施設の形というものとして、第1処分場、第2処分場、そこに書いてあるような形での面積、容量を許可というか軽微変更を認めておる状況でございます。それから平成18年3月31日には中間処理業の全部の廃止届ということで、名実ともに平成18年3月末でこの処分場というようなものが全部終了しておるといった状況です。

それから7ページに、特に焼却炉について記載させていただきました。7ページの南側焼却炉（キンセイ産業GB-3000W）というものでございます。平成元年1月17日に許可を取得したものでございまして、当初は無害汚泥、廃油、廃プラスチック類等々の焼却、能力4.8t/日ということで許可したものでございますが、この時点では木くずが主で燃やすというような状況と聞いております。それから、最終許可状況ということで、その後何回か変更許可を経て、処理品目、能力等々を変更しておりますが、平成3年9月7日付けの変更許可では、油泥および汚泥の乾燥、焼却を目的としたロータリーキルンを増設して、その頃から24時間操業体制というような処理能力の増加も見受けられる、という風なことが確認されたところでございます。許可内容につきましては、焼却といたしまして、そこに示させていただいたように、能力につきましても示させていただいております。乾燥も無機性汚泥につきまして、このような許可となっております。それから特管産廃の焼却ということで、特別管理産業廃棄物の制度が出てきた中で、トリクロエレン、テトラクロエレンを含む汚泥、それから廃油、廃酸、廃アルカリ、それから感染性廃棄物、こういったものの焼却もこの焼却炉で行っていたという経過です。

8ページの方に入らせていただきます。東側の焼却炉ということで、木くず専用の焼却炉ということで、これは平成7年10月31日に許可したものでございまして、木くず4.8tを1日に処理する能力を有する焼却炉ということで、処理を継続していく、平成14年11月15日には焼却施設を廃止したところでございます。

それから、9ページの方に6番といたしまして、栗東町一般廃棄物処理場の経緯ということで書かせていただきました。RDの敷地の一部につきましては、昭和46年から昭和51年にかけて、栗東町ゴミ処理状況に書いてありますように、下の外の線がRDの処分場でございます、その中

に入っておりますブーメラン型の敷地が栗東町のゴミが捨てられた場所でございます。6年間で23,514トンの一般廃棄物がそこに捨てられたというようなことでございます。その後この処分場の上も含めまして、RDが産業廃棄物の埋立を行ったという経過でございます。

10ページには、これをもう少し地図で詳しくあげさせていただいたものでございまして、この栗東が埋めていた場所は鴨ヶ池という池がございまして、その場所を掘りながら一般廃棄物が埋められていったという経過というふうに聞いております。栗東町の方では、焼却施設ができる、それからほかに処分場ができたということで、昭和51年で埋立を終了しているという状況でございます。

それでは次に11ページに入らせていただきます。11ページからは、RD問題にかかります住民団体等の苦情・要望・質問等についてということで整理させていただきました。ここにあげさせていただきましたのは、平成3年以降についての資料を作成させていただいております。残念ながらこれ以前の資料は私どもの方で保存しておらず、平成3年以降のデータを整理させていただきました。主として周辺団体等からの文書による要望を記載させていただいております。その他県議会での質問とか、「知事への手紙」といった制度で出されたものにつきましては、ここには掲載しておりません。それでは11ページから見ていただきたいのですが、ゴシック体で書いておりますのが、住民団体、住民さんからの苦情・要望等々でございます。ただ、一部ミスがございまして、11ページの平成4年2月1日「許可区域外の埋立については是正するよう文書指導」と、これは県の方が対応したものでございます。申し訳ございません。これは、ゴシック体ではなしに通常の明朝体で書くべきところをミスしております。申し訳ございません。平成3年2月28日から、まず悪臭の問題、それから、掘削・埋立についての苦情、それから許可区域外の埋立、そういった苦情等が寄せられてきた中で、今申し上げました平成4年2月1日には許可区域外の埋立については是正するよう文書指導、それからRD社からは是正計画書が提出された。こういった形で見ただけならば結構かというふうに思います。その後も悪臭についての苦情もございまして、騒音・悪臭についての苦情等も出てきております。この当時でいきますと、先ほどのを見てますとだいたい焼却炉が稼働した時期ということもございまして、焼却炉による苦情ないしはゴミそのものといったものもあるのかも知れないのですが、苦情等が寄せられているという状況でございます。平成6年には、ドラム缶の保管についても苦情が寄せられておりますし、焼却炉からの黒煙についての苦情、ばい煙についての苦情等々が寄せられてきておるところです。そのつど、顛末書を提出させる、報告書を提出させるということをやらせておりましたけれど、平成7年以降につきましても、ばい煙についての苦情、ばいじんについての苦情等々が住民の方々から寄せられていた、これらの情報につきましては、当時出先といいますが、保健所の方で受け付けたものもございまして、全てはこちらの方で把握してきた訳ではございませんけれども、保健所からの報告等々もこの中で書かせていただいております。

ます。

12ページには、平成7年の残りのばいじんについての苦情等々を書かせていただいております。平成10年6月には改善命令、先ほど申し上げました法面が計画勾配を超えている、飛散、流出のおそれもあるといったようなことから、改善命令を発しております。それから、7月には汚水の排出についての苦情、焼却時の悪臭についての苦情等が寄せられておったと。

こういった状況の中で、13ページでございますが、硫化水素の発生ということで、平成11年10月12日に硫化水素の発生が認められたということでございます。直ちに硫化水素の発生原因を突き止めるなどの緊急申し入れ書が出され、受理しております。それから硫化水素が発生した問題等につきましては、11月27日に硫化水素調査委員会を開催し、その硫化水素の詳細原因等につきましてはの検討を開始したということでございます。その後も住民の方々からは、R D社の免許、許可停止とかそういった要望書、調査対策等を求める要望書等々が出されてきた経過がございます。同時にR Dの処分場の中でガス化溶融炉が建設中、建設途上にあるというようなことがあり、ガス化溶融炉に関しまして中止の要求書等々も出てきておったということでございます。

ちょっといろいろ出てきておりますので、時間の関係もございまして、後ほどまた確認していただきたいのですが、14ページの方ではR Dエンジニアリングのガス化溶融炉についての要請書等も出されてきておりますし、その後住民団体の方では集会等々も開催されながら、R D問題がこういう形で進んできたわけでございます。

それから、15ページの方にもこういった経過でもって、住民さんからの苦情等を受け、県としてもそれぞれについて対応してきたというふうなことを順を追って書かせていただいております。

それから、16ページにいきまして、平成13年5月16日に第8回の硫化水素調査委員会、これが県といたしましては硫化水素の原因を究明した一つの節目の時かなというふうに見ております。掘削による調査結果の、硫化水素の発生原因について評価させていただき、対応方針を出させていただきました。また、地下水と浸透水の調査結果につきましても評価し、対応方針をこの段階で出させていただいたということでございます。

その改善命令に伴いまして、いくつかの対応等もしてまいりましたけれども、17ページの方では12月26日に先ほど申し上げました改善命令を、こういった状況の下で発令したということでございます。

18ページの方では、その改善命令の経過につきまして書かせていただきました。北尾地区等々につきます後退に関する要望書とか、それから一部強アルカリ、アルカリの非常に高い排水が検出されたといったこともございまして、そういったことに対する調査の要望等を出されておりました、この改善工事の中で、そういった排水の調査を行い対応させてきた経過もでございます。

19ページの方には、これまでの改善命令の経過等の中での対応ということで、ざっとまた目を通していただきたいと思っております。

20ページの方では、深堀り等の問題につきましてもいくつかの問題点が出てまいりまして、このあたりにつきましても、住民の方々からいろいろ要望をいただきながら、質問状をいただきながら対応してきたということで、全てこのような形であげさせていただいております。

21ページには、一応6月30日に是正工事が完了した後もドラム缶掘削調査等々を行った結果、10月にはRD最終処分場の全容解明と無害化の計画立案と実行にかかる要望書、そういったものも出されてきた経過もございます。21ページの最後の方には、18年11月には所有権移転、あの最終処分場は現在破産状態ということで管財人管理ということになっておりますけれども、そういった処分場の土地の所有に関する要望とございますか、そういったものも出されております。

以上が、これまでの住民の方々からの要望等を受けた形での整理といったものを、こういう形で書かせていただきました。

最後に22ページでございますが、A3の横長でございます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の主な変遷ということで、この法律は昭和45年に清掃法から廃棄物処理法といった形で初めて出てまいりました。廃棄物の区分といたしましては、それまでのゴミといった考え方から一般廃棄物、産業廃棄物に分類した形での制度が、この段階で立ち上がったということでございます。主な内容につきましては、平成3年、1991年には、下の方に書いております特管産廃、この時に特別管理産業廃棄物という制度ができて、特管産廃につきましてはマニフェストの使用が義務付けられたということが平成3年でございます。それから、平成9年には、中ほどから下ですが、最終処分場の廃止確認制度ということで、それまで定まって、確たるものはなかったのですが、廃止の基準といったものがそういう形で定まったのが、平成9年でございます。平成12年には不法焼却の禁止等々がダイオキシン問題等もからみまして、こういった法律が徐々に厳しくなってきたというところが、この変遷の中で示させていただきました。

時間の関係で、非常に走らせていただきまして申し訳ございません。わかりづらいところもあったかと思っておりますけれども、再度見ていただきたら、時間を追ってそういった経緯につきましても苦情等を書かせていただいたというふうなことでございますので、この程度にさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

委員長

はい、どうもありがとうございました。、今ご説明いただいたところについて委員の方々ご質問ございませんでしょうか。

それじゃあ、宮本先生、どうぞ。

宮本委員

すいません。二点ほどございまして、一点は4ページ目の昭和54年12月26日に最終処分場埋立許可とありますけれども、当時最終処分場の設置は、平成3年の改正以前は届出制だったわけですから、ここのところの許可というのはどういう意味なのかというのが一点目、それからもう一点はですね、私どもが検討するに当たって、今後詳細に、日程に従ってですね、いろいろあるわけですが、これを例えば質問書とか要望書とか

そういうもの本体をお出しいただくということを検討されておられるかということについて、の二点を質問させていただきます。

中村室長 お答えさせていただきます。説明が中途半端で申し訳ございません。昭和54年12月26日許可といいますが、いわゆる業の許可ということで、施設は届出ということでございますが、商売としてやる時の処分業としての許可という意味でございまして、その点は訂正させていただきます。それと住民団体等の苦情・要望・質問等につきましては一覧表ということで、こういう形で整理させていただいたということでございまして、先生方からこの内容はどういう事かといったことがございましたら、その点につきましては詳細な資料等をつけさせていただきたいというふうに考えております。

委員長 宮本先生よろしいですか。じゃあ、渡部先生。

渡部委員 今のところだから概要だけで結構なんですけど、二点お聞きしたいんです。一点は、15ページのところの平成13年2月1日の時点で、ドラム缶埋立に関する話が出てるんですけど、最終ドラム缶の掘削調査をしたのが21ページで見ると17年の9月30日とかなり時間が離れているんですけど、そのあたりを概略してどういう経過があったのかということを知りたいの一点と、二点目は6ページのところで平成10年7月3日の施設変更許可で、第1、第2とも容量が29万m³、12万m³とかなり大きな変更許可になってるんですけど、これは平成10年6月2日の改善命令の時点では許可の基準をオーバーしてて、それに関して現状に相当するような許可を与えたのかどうかという、その二点を知りたいんですけど。

中村室長 それでは、二つめの6ページの最終処分場施設変更許可の関係を、まずご説明させていただこうと思います。平成10年6月に改善命令を出しております。この時点で最終処分場に埋め立てられていた廃棄物が、当初第1処分場と第2処分場がちょうどお椀のような形で別々に設置される予定であったということでございました。ただ現場を立ち入りしていく中で、その第1処分場と第2処分場が最初、3ページの平面図を見ていただければ結構なんですけど、第1処分場の場所に一つお椀といいますが、そういったものが出来上がる、それから第2処分場も同じようなものが出来上がるといったような形態から、現在第1処分場と第2処分場がどのあたりが境となるのかわからない程度に、面が合ってるというふうなこともございまして、計画よりも多い廃棄物を埋め立てていたという実態がここでわかった訳でございます。そういった実態等を踏まえまして、じゃあそういったものについてどう改善させるか、その改善の中身の一つといたしましては、非常にたくさん埋めたといったようなことから、法面が非常に急傾斜になっていたというふうなこともございまして、そういった法面を改修するためには、やはり廃棄物を一部持ち出す必要があった訳でございますが、その時点で一定周辺環境への問題も踏まえまして、これだけの量であればこの処分場内で埋め立てる、形を整えるといいますが、適正な傾斜を持たせる中で可能であろうといったようなことで容量を増やした状態で許可した

(3)
検証の進
め方につ
いて

- 上田参事 ということでございます。当時の記録ではそういうことでございます。
 もう一点、平成13年2月1日のドラム缶埋立に係る掘削場所についての
見解書受理ということで、その後時期をおいてからドラム缶の掘削が行わ
れたということでございますけれど、ちょっと資料を見ておりました私正
確に覚えているわけではないんですが、住民団体の方からこういう所にド
ラム缶が埋まっているん違うかなということで図面付きでいただいた書類
が残っていたと思います。そして平成17年にドラム缶の掘削をRD社にさ
せたという経過がございます。その間改善命令をやっておりました、例え
ば10万m³の廃棄物を移動させたとか、そういう経緯がございますので、
今後この資料を用意させていただいて状況を見ていただく方がいいかなと
思っておりますが、ちょっと今手元に持っておりませんので、また見てい
ただきたいと思います。
- 委員 長 渡部先生、よろしいですか。
 木邊先生、何かご質問ございませんか。よろしいですか。
- 木邊委員 今、一生懸命、考えているところです。
- 委員 長 それでは、議題の(2)の「RD最終処分場問題の経過概要について」
は、我々が検証していく際に、事実関係を確認するということは、しっか
りやっていかなくちゃいけないので、その際に質問とか提出してほしい資
料とかが出てくると思いますので、その時に対応していただくということ
で、今日は、一応最初の資料を、我々、見たわけですがけれども、今、いた
だいた質問にとどめておきたいと思います。よろしいでしょうか。
- それでは、議題の(2)はそれぐらいにいたしまして、(3)の方に移りまし
て、「RD最終処分場問題における行政対応の検証の進め方について」と
いうことで、この件についても事務局の方でまず説明していただいてか
ら、ご検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- (事務局から「RD最終処分場問題における行政対応の検証事項と
進め方について(素案)/RD最終処分場問題行政対応検証委員
会の進め方について」を配布)
- 上田参事 RD最終処分場問題における行政対応の検証事項と進め方というこ
とで、素案という形で書かせていただいております。これにつきましては、
たたき台としてとりあえず事務局で作らせていただいたということと、
それから先生方のご意見により加筆修正をしていきたい、そういう思いが
ございますので、あくまでも素案ということで見たいと思います。
- それで、検証事項としましては、RD最終処分場問題に関して、未然に
防止するための対応や、問題が発生してからの対応について、必要な行政
対応を行ってきたかについて、基本的には検証するのではないかと
思っております。検証のポイントでございますが、一つは廃棄物の処理及び清掃
に関する法律等に基づく権限を県が適正に行使したか、その中で4つほど
あげておりますが、許認可事務は適正かつ適切であったか、それから措置

命令等の権限行使は、適正な時期に講じられ、内容は適切か、それから「報告の徴収」、「立入検査」および「監視」等の実施は適正かつ適切に実施されたか、そして4点目は行政指導の内容は適切か、そのような検証のポイントがあるのではないかと、二つめに住民および住民団体等からの苦情や要望等への対応は適切であったか、その中で一つは住民等からの情報に対する認識と対応は適切であったか、住民等からの苦情や要望等に対する対応は適切であったか、住民等への現場対応は適切であったか、三つめとしましては、RD問題の究明のために適切に行政は対応したか、一つは必要な調査を実施したか、調査に基づく十分な検討を行ったか、是正工事を適切に実施させたか、住民への説明責任を果たしたか、そういうところを検証ポイントの素案としてあげさせていただいております。検証対象期間でございますけれども、資料等の保管されていない分がございますけれども、開設された時期、昭和54年から自己破産の申立の時期まで、平成18年までということで、一つの区間が区切れるなということで書かせていただいております。

委員長
上田参事

進め方につきまして引き続き説明させていただいてよろしいですか。

はい。裏ですね。これも一緒に説明してください。

そのような中で、進め方ということでこれもあくまでも素案でございます。まず本日、検証委員会でこの4項目についてご議論をいただきまして、あと次回以降、検証項目の確認、今日たたき台として書かせていただいて御議論いただき、そして検証項目の確認をしていただきたい、そして先ほどの委員長のご発言にもございましたけれども、事実関係の把握、これにつきましては他府県の事例では職員からのヒアリングですとか、住民さんからのヒアリングとか、関係書類ですとか、そういうことがあるように聞いております。

そして、もう一つは県の対応の評価ということで、事実関係に基づく評価というものを検討、審議していただく、そういうなかで五番目として再発防止策等の検討をお願いする、そして最後に報告書の検討・作成ということになるのではないかなと思っております。

そして冒頭にご質問いただいたんですが、検証の検討期間でございますが、行政対応方針の中で本年の秋頃ということで考えておりますので、10月を目処に報告書のとりまとめをお願いしたい、そういうふうに考えております。

以上素案につきまして説明をさせていただきました。

委員長

はい、ありがとうございます。まず、冒頭の方のRD最終処分場問題における行政対応の検証事項と進め方ということで、三点目の検証期間なんですけれども、これについてはどうなんでしょうか。宮本先生、ほかの検証委員会にも関わっておられましたようなので、他と比較していかがですか。

宮本委員

私どもの検証委員会をどのくらいの頻度で行うかということにもよりますけれども、事務局のご尽力をいただくという前提でいけば、10月はそれほど非常に困難というわけではないと、ただこれをこの場で申しあげてい

いのかどうかよく分かりませんが、基本的には検証委員会の結果を踏まえて、国に対しての助成を求めますとか、来年度予算に県としても当然いろいろな諸政策を講じていくことになるでしょうから、その意味ではですね、実質的な県の来年度の予算決定というもののスケジュールと兼ね合いがあつてですね、来年度の例えば2月、3月にずれこむと県議会に新年度予算の関係が多分出てくるんだらうと。その意味ではこの秋頃というのは適切な時期ではないかと思えます。

委員長

今のところは検証の期間については、10月ぐらいを目処に報告書を取りまとめるといふコメントをいただいておりますが、10月ということであれば、それまでには一応検証はできるであろうというご意見で、確かに来年度の予算にリンクさせることになると、あまり遅いとそれが反映できなくなりますから、何とか精力的にやりたいと思えます。ただ、なかなかお忙しい方ばかりですからね、しかも遠方からみえる先生もおられるわけですから、どれだけスケジュール的に開催が可能かちょっと心許ないところもあるような気がするんですけどね。何とか10月を目処に報告書を取りまとめることを努力目標にして、一応我々の頭の中にそれを入れておくということによろしいですね。

(「異議なし」)

それと検証の事項というところで、まず検証の対象期間は、自己破産の申立の時期までを区切りとするということですが、この自己破産の申立の時期は、平成18年度の具体的には何月何日なんですか。

上田参事

先ほどの経過概要の21ページを見ていただきたいんですが、平成18年6月19日に破産手続開始決定の官報の公告が出ております。それ以降につきましても、声明書、要望書はいただいているのは事実でございます。

委員長

行政が関わっていたということで、最終処分場が開設された時期、すなわち許可を与えた昭和54年12月26日ですか、ここから始めるということは妥当かと思えますが、後ろの方はどうなんでしょうか。自己破産の申立の時期までということは、渡部先生どうなんでしょうかね。どこまでが行政の責任ということで、期間を区切ったらいいでしょうか。

渡部委員

自己破産したことによって是正命令で対象会社が出来なくなったということをとらえて多分この時期っていうことで設定されていると思うんですけど。これで妥当だと思うんですけど。

委員長

これだと少し長いわけですね、つまり廃止届を出したということで、一応事業を廃止したというのが平成18年3月31日ですよ。それからさらに破産の時期が6月ですから、そこまで検証の対象とするということになる訳です。それでは、検証の期間は、もう1回詰める機会があると思えますが、一応ここではそういうふうにご覧いただくことにしましょうか。

検証事項ということではどうでしょうか。これについて何かご質問とかあるいはご指摘とかありませんか。検証の基本的な考え方は、行政対応、行政責任ですね、要するに。ただ行政責任という場合に、具体的にいうと何か公務員の個人的な責任にまで及ぶ可能性がないわけではないでしょう。しかし、どうなんでしょうかね、やっぱり組織としての行政の対応如

何ということになるんでしょうかね。例えば住民監査請求とか、住民訴訟なんかの場合は、個人的な責任ということが追及されることになるわけですが、そういうところまで及ぶのかどうか、これはここで確認、検討に値すると思いますけれどね。これまで宮本先生が関わられたところでは、個人の責任をその場で検証した例はないでしょ、あんまり。

宮本委員 そうです。

委員長 やはり、組織としての行政がどういうふうに対応したかということ、組織的な行政責任の問題が中心になろうかと思えます。

宮本委員 確認のために申しあげればですね、例えば交通事故調査委員会とかですね、いろいろな事件、事故が起こった後の責任というか原因究明ということ、刑事責任の追及というのを一緒になさる機関だと考えがちですがけれども、今回のこの行政対応検証委員会のようなものはですね、再発防止ということにやはり主眼があるわけですから、職員の個人責任を中心に考えていくとですね、情報が必ずしも明らかにならない、本当はどうだったかなあということについてですね、公務員ですから在任期間というのがあって権限として事務が明確化されているもんですから、この部分をですねぎりぎり詰めていくと、再発防止対策に対して悪影響が出る可能性があります。私どもの本務は再発防止策を考えるということでございますので、このところについては私自身関わっておりました他の県の例でもそうなんですけれど、それはそれで県の方でご判断をいただくということで、知事のご判断として、内部統括の問題として扱っていただくことにし、検証委員会としては、組織的な責任のあり方について議論するという整理にしております。私はこの委員会においても同様であるべきだというふうに考えております。

委員長 ということは、報告書が出来上がった場合、この報告書を基に内部的に何か公務員の責任について処分が行われる根拠になることがないように押さえておかないといけないということになりますか。

宮本委員 報告書自体にはですね、行政責任、組織としての責任を検討するというふうにお断りさせていただきます。

委員長 やはりそのところは明らかにしておかなければいけないと思います。一応組織としての行政責任を、我々がここで検証して再発防止ということに資するというか、役立つような、そういう報告書ということを念頭に置いてまとめ上げるということにしていきたいと、ここではそういうふうと考えておきたいと思います。

それではこの件はよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

それでは、本日議題として予定しているものはここまでなんですけれども、あと「その他」ということで事務局の方から何か連絡とかあるいは報告とかあるかと思えますのでよろしくお願いします。

平井副簿長 先ほど、委員長のお話もございましたが、先生方はお忙しいのでなかなか一月先ぐらい先では日程が入らないのではないかと思います。今後、次回二回程度につきまして、4月、5月にまたがってしまう訳でございます

3 閉会

- が、日程が皆さん本日おわかりいただければ、この場で調整をお願いできるのであればありがたいと考えております。大学の先生もいらっしゃいますし、来年度の授業の日程等が、今の時点でははっきりしないということでございましたら、私どもで先生の方に書面をお渡しいたしまして、そこで都合のいい日をお聞かせいただくというような形で調整をさせていただこうと思っておりますが、本日どうでしょう、次回、4月、5月の日程を決めていただくことは可能でございますでしょうか。
- 委員長 今すぐというのはちょっと難しいですね。やっぱり終わった後に事務局の方で、メールでも電話でもやりとりをしていただいて、そして次回、次々回の委員会の日程を決めていただいたらありがたいですね。そういうことでよろしいですか。事務局の方として、だいたいの目安ということでは、どういう事になるんでしょうかね。月一回ぐらいは開かなければならない訳ですか。
- 平井副簿 秋までといたしますと、やはり月一回ぐらい開催させていただくと数回は取れます。月一ぐらいは日程の方をいただきたいということで、あと毎回一ヶ月先だけですと、おそらく日程をとるのが厳しくなりますので、一回ではなしに次の次ぐらいを毎回決めていただけるような形で、二回ぐらいずつ決めて、進行が遅れないように事務局としてはさせていただけるとありがたいと思います。
- 委員長 それでは、そういう心づもりで我々の方としても、日程の調整表みたいなものをお出しするということにしたいと思いますので、よろしく願いします。それでは後、本日の検証委員会の議事はこれで終了しましたので、あと司会を事務局の方に渡したいと思います。事務局、何か他にありますか。
- 上田参事 私どもご連絡することはございませんので閉会していただきたいと思えます。
- 委員長 そうですか。それでは第1回のRD最終処分場問題行政対応検証委員会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上